

【煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

採取年月日	炉	ばいじん	いおう酸化物	いおう酸化物	窒素酸化物	塩化水素	湿り排ガス量	酸素濃度	水分	ダイオキシン類	
		g/m ³ N	ppm	K値	ppm	ppm	m ³ N/h	%	%	ng-TEQ/m ³ N	分析年月日
令和2年5月20日	1	0.00041未満	21	0.086	100	15	20,000	10.3	21	0.021	令和2年6月20日
令和2年8月5日	2	0.00041未満	16	0.069	100	21	21,000	10.1	22	0.0042	令和2年8月26日
令和2年11月5日	1	0.00039未満	25	0.11	100	18	21,000	10.4	22	0.0015	令和2年12月9日
令和3年2月3日	2	0.00043未満	25	0.11	110	41	22,000	10.3	22	0.00034	令和3年2月19日

採取場所：煙突測定口

【冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日】

除去年月日	除去場所
令和2年4月16日	1号減温塔
令和2年4月23日	1号節炭器水管・煙道
令和2年4月25日	1号ろ過式集じん機
令和2年5月4日	2号節炭器水管・煙道
令和2年5月16日	2号ろ過式集じん機
令和2年5月17日	2号減温塔
令和2年6月4日	2号ろ過式集じん機
令和2年6月6日	2号減温塔
令和2年6月19日	1号節炭器水管・煙道
令和2年6月21日	1号ろ過式集じん機
令和2年6月26日	1号減温塔
令和2年7月13日	2号節炭器水管・煙道
令和2年7月18日	2号ろ過式集じん機
令和2年7月19日	2号減温塔
令和2年8月1日	1号ろ過式集じん機
令和2年8月17日	1号減温塔
令和2年8月31日	2号減温塔
令和2年8月31日	2号ろ過式集じん機
令和2年9月28日	1号ろ過式集じん機
令和2年10月3日	1号減温塔
令和2年10月10日	1号節炭器水管・煙道
令和2年10月25日	2号ろ過式集じん機
令和2年11月20日	2号減温塔
令和2年12月14日	1号ろ過式集じん機
令和2年12月20日	1号減温塔
令和3年1月4日	2号節炭器水管・煙道
令和3年1月5日	2号減温塔
令和3年1月10日	2号ろ過式集じん機
令和3年2月7日	1号ろ過式集じん機
令和3年2月13日	1号減温塔
令和3年2月15日	2号ろ過式集じん機
令和3年2月19日	2号減温塔
令和3年3月13日	1号ろ過式集じん機
令和3年3月16日	1号減温塔
令和3年3月26日	2号減温塔
令和3年3月28日	2号ろ過式集じん機

【燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

【集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

【煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。】

連続測定結果については、事業所での閲覧とします。

【埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)等について二以上の場所から採取された地下水について測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	基準値 単位mg/L	検体採取場所	検体採取場所	検体採取場所	検体採取場所	検体採取場所
		モニタリング井1(位置図1)	B-1(位置図2)	B-1(位置図2)	B-2(位置図2)	B-2(位置図2)
		採取年月日	採取年月日	採取年月日	採取年月日	採取年月日
		平成16年5月28日	平成11年7月7日	平成11年11月2日	平成11年7月7日	平成11年11月2日
		結果の得られた年月日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日	結果の得られた年月日
		平成16年6月11日	平成11年9月2日	平成11年12月8日	平成11年9月2日	平成11年12月8日
アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
総水銀	0.0005以下	0.00005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
カドミウム	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛	0.01以下	0.025	0.005未満	0.005未満	0.11	0.075
六価クロム	0.05以下	0.01未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
砒素	0.01以下	0.001未満	0.009	0.009	0.001未満	0.001未満
全シアン	検出されないこと。	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	0.0005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006以下	0.0005未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	0.003以下	0.0002未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
セレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
電気伝導率 mS/m	—	40	76	110	63	66
塩化物イオン	—	14	110	170	110	140

【埋立処分開始後、二以上の場所から採取された地下水検査項目等について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	基準値 単位mg/L	検体採取場所 モニタリング井1	検体採取場所 モニタリング井2	検体採取場所 モニタリング井1	検体採取場所 モニタリング井2
		採取年月日 令和2年5月21日	採取年月日 令和2年5月21日	採取年月日 令和2年11月19日	採取年月日 令和2年11月19日
		結果の得られた年月日 令和2年6月11日	結果の得られた年月日 令和2年6月11日	結果の得られた年月日 令和2年12月17日	結果の得られた年月日 令和2年12月17日
アルキル水銀	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
総水銀	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
カドミウム	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
鉛	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満
六価クロム	0.05以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
砒素	0.01以下	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満
全シアン	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
シマジン	0.003以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チオベンカルブ	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
セレン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満

【埋立処分開始後、二以上の場所から採取された地下水の電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検体採取年月日	結果の得られた年月日	検体採取場所 : モニタリング井1		検体採取場所 : モニタリング井2	
		電気伝導率	塩化物イオン	電気伝導率	塩化物イオン
		単位mS/m	単位mg/L	単位mS/m	単位mg/L
令和2年4月23日	令和2年4月30日	14	13	52	19
令和2年5月21日	令和2年6月11日	14	10	53	17
令和2年6月18日	令和2年7月10日	4.0	0.9	53	17
令和2年7月16日	令和2年8月3日	2.6	1.2	51	18
令和2年8月20日	令和2年9月2日	5.4	3.1	50	18
令和2年9月17日	令和2年9月29日	2.5	0.3	48	18
令和2年10月15日	令和2年10月27日	3.1	0.6	48	20
令和2年11月19日	令和2年12月17日	3.0	0.6	48	22
令和2年12月17日	令和3年1月7日	3.6	0.6	46	22
令和3年1月21日	令和3年1月29日	3.7	1.1	45	22
令和3年2月18日	令和3年2月26日	10	3.7	51	22
令和3年3月18日	令和3年3月26日	8.8	3.4	54	23

【放流水の水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度及び窒素含有量（別表第一の備考4に規定する場合に限る。）について、一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

		検体採取場所：放流ピット				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質濃度 (SS)	窒素含有量
基準値 (*1)		海域以外5.8~8.6	60mg/L以下	90mg/L以下	60mg/L以下	120mg/L以下
検体採取年月日	結果の得られた年月日	水 質 検 査 結 果				
令和2年4月23日	令和2年4月30日	7.6	3.7	5.3	1未満	12
令和2年5月21日	令和2年6月11日	7.4	2.4	5.7	1未満	14
令和2年6月18日	令和2年7月10日	7.2	2.0	6.0	1未満	11
令和2年7月16日	令和2年8月3日	7.5	3.6	6.0	1	13
令和2年8月20日	令和2年9月2日	7.0	1.8	6.3	3	19
令和2年9月17日	令和2年9月29日	7.0	1.8	6.2	1未満	16
令和2年10月15日	令和2年10月27日	7.3	1.0未満	5.1	1未満	13
令和2年11月19日	令和2年12月17日	6.7	1.0未満	4.6	2	12
令和2年12月17日	令和3年1月7日	6.9	2.7	5.2	1	15
令和3年1月21日	令和3年1月29日	7.1	1.0未満	7.1	1未満	14
令和3年2月18日	令和3年2月26日	7.3	1.7	7.4	2	14
令和3年3月18日	令和3年3月26日	7.1	1.8	7.4	1	19

(*1) 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」による（別表第一の備考4に規定する場合に限る。）

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

【浸出液処理設備の放流水の排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について、一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

検査項目	許容限度 単位mg/L	検体採取場所 放流ピット	検体採取場所 放流ピット
		採取年月日 令和2年5月21日	採取年月日 令和2年11月19日
		結果の得られた年月日 令和2年6月11日	結果の得られた年月日 令和2年12月17日
カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.001未満	0.001未満
シアン化合物	1以下	0.05未満	0.05未満
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1以下	0.01未満	0.01未満
鉛及びその化合物	0.1以下	0.005未満	0.005未満
六価クロム化合物	0.5以下	0.02未満	0.02未満
砒素及びその化合物	0.1以下	0.005未満	0.005未満
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.0005未満	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.3以下	0.002未満	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.002未満	0.002未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	0.02以下	0.002未満	0.002未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.002未満	0.002未満
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.002未満	0.002未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.002未満	0.002未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.002未満	0.002未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002未満	0.002未満
チウラム	0.06以下	0.005未満	0.005未満
シマジン	0.03以下	0.002未満	0.002未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.1以下	0.002未満	0.002未満
セレン及びその化合物	0.1以下	0.01未満	0.01未満
ほう素及びその化合物	50以下	0.12	0.13
ふつ素及びその化合物	15以下	0.2未満	0.2未満
1,4-ジオキサン	0.5以下	0.05未満	0.05未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200以下	12	12
ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油	5以下	1.0未満	1.0未満
ノルマルヘキサン抽出物質 動植物油脂類	30以下	1.0未満	1.0未満
フェノール類	5以下	0.5未満	0.5未満
銅	3以下	0.05未満	0.05未満
亜鉛	2以下	0.02	0.13
溶解性鉄	10以下	0.1未満	0.1未満
溶解性マンガン	10以下	0.02未満	0.02未満
クロム	2以下	0.02未満	0.02未満
燐含有量	16以下	0.1未満	0.1未満
大腸菌群数	3000以下 (単位:個/cml)	0	0

【埋立処分開始後に、一年に一回以上二以上の場所から採取された当該地下水のダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。】

採取年月日	結果の得られた年月日	基準値 単位ピコg/L	検体採取場所	
			モニタリング井1	モニタリング井2
令和2年6月23日	令和2年8月7日	1以下	0.14	0.045

【浸出液処理設備の放流水のダイオキシン類に係る水質検査を一年に一回以上行い、かつ、記録すること。】

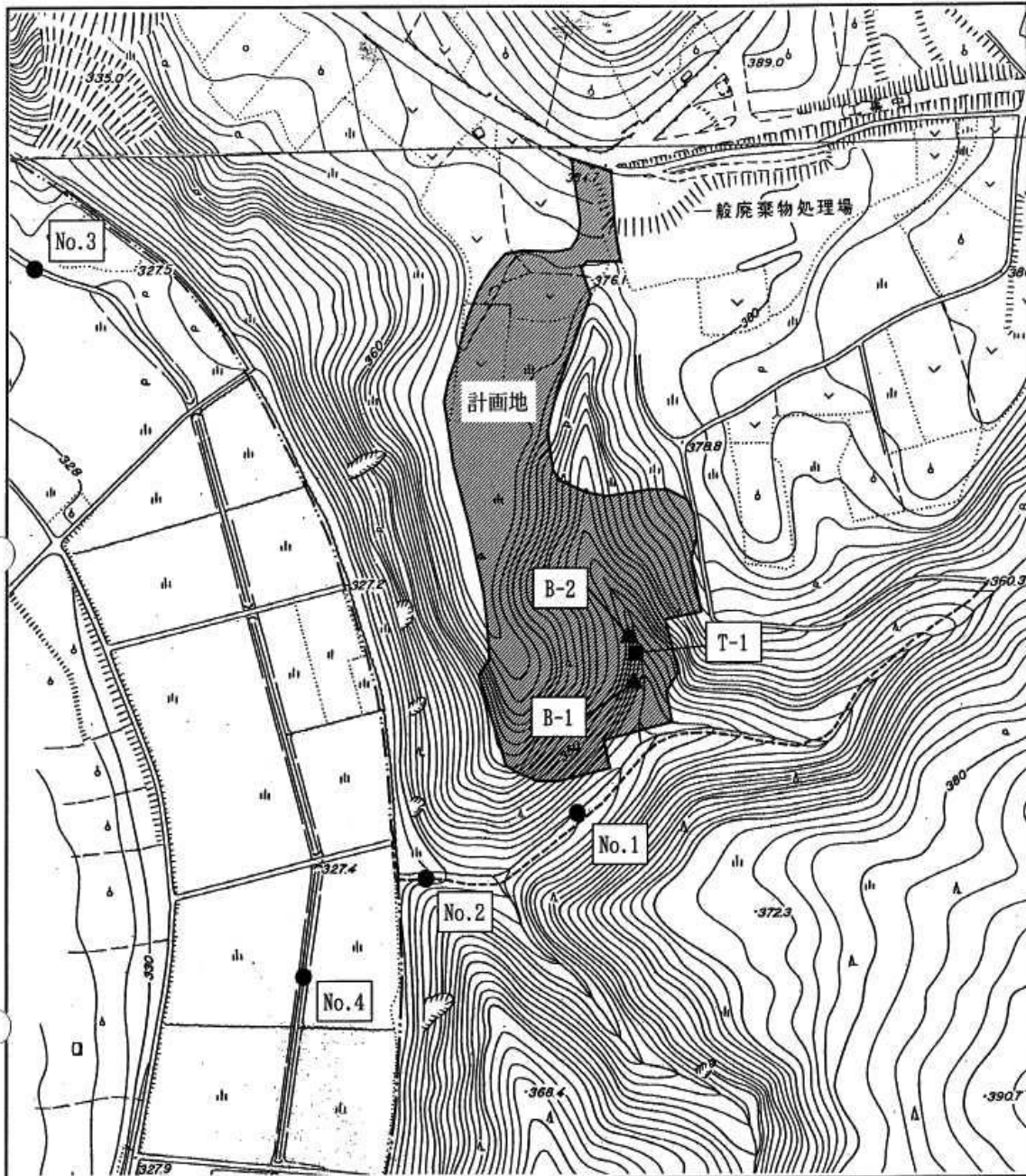
採取年月日	結果の得られた年月日	検体採取場所	基準値 単位ピコg/L	結果 単位ピコg/L
令和2年6月23日	令和2年8月7日	放流ピット	10以下	0.0000069

水質検査 検体採取場所

大俣最終処分場

- ① 放流水 放流ピット
- ② 浸出水 計量槽
- ③ 地下水 モニタリング井1
- ④ 地下水 モニタリング井2
- ⑤ 地下水 ポンプ小屋





凡例





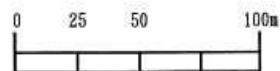
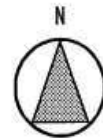
-  計画地
-  水質調査地点(No.1 ~ No.4)
-  地下水調査地点(B-1, B-2)
-  沈降試験用土壌採取地点(T-1)

図3-2-3 現地調査地点位置図

縮尺 1 : 2,500



【残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。】

測定年月日	残余容量 m3
令和3年3月17日	58,852

【浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管(以下「導水管等」という。)の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること】

・当該点検を行つた年月日及びその結果

・点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

点検年月日	結果	措置を講じた年月日	措置内容

※当該部分は、凍結による損壊のおそれないため防凍のための措置なし。

【地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。】

・当該措置を講じた年月日及び当該措置の内容

措置を講じた年月日	措置内容